

第80回国民スポーツ大会五戸町売店募集要領

1 趣旨

この要領は、本町で開催する青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)の売店出店者の募集に関し、第80回国民スポーツ大会五戸町売店設置運営要項(以下、「要項」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び設置期間等

売店出店者(以下「出店者」という。)の設置場所及び設置期間、募集数は下表のとおりとし設置期間途中での開設及び閉設は原則認めないものとする。

対象競技及び設置期間・設置場所、募集数

競技種目	設置期間	設置場所	募集数
サッカー 【成年女子・少年女子】	令和8年 10月10日(土)～10月13日(火)	ひばり野公園陸上競技場 管理棟前広場	10店舗 (※移動販売車 を含む。)

3 開設時間

売店の開設時間は原則として、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

ただし、町実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

なお、器材等の準備及び搬入搬出については、開設時間以外に行い、営業終了後は毎回撤収し、競技会場敷地内に車両及び物品等を置かないこと。

また、開始式、競技開始時刻、競技終了時刻は、応募後に選定された出店者へ通知する。

4 出店規模、出店位置及び運営設備

(1) 出店規模

出店規模は、1店舗あたり1区画約20㎡とする(移動販売車を除く。)。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

なお、移動販売車は1台につき1店舗規模とみなす。また、他売店の出店位置と隣接しない場合がある。

(2) 出店位置

出店位置は町実行委員会が、現地の状況等を勘案して決定する。

(3) 運営設備

町実行委員会は、1店舗あたり次の設備を準備する(移動販売車を除く。)。その他必要な設備等(発電機、給排水設備等)については、出店者が準備すること。

なお、町実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危機物を使用するすべての出店者は、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

ア テント(2間×3間 約20㎡) 1張(横幕を含む。)

- イ 長机 6台以内
- ウ 椅子 4脚以内

5 販売品目

要項第6項 販売品目に定める下記販売品目を参照すること。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

五戸町又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物(アルコール飲料(要項第17項 禁止事項(5)に規定)を除く。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理(加熱する、かける、はさむ、注ぎ分ける等)をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他、町実行委員会が特に必要と認めるもの

6 出店者の条件

要項第7項 出店者条件に定める下記条件を参照すること。

また、飲食物の販売を行う出店者は、出店者に決定後、町実行委員会が開催する食品衛生講習会を受講すること。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請書の提出時点において、五戸町内又は青森県内に店舗を有し、1年以上営業を継続していること。

イ 移動販売車については、青森県内の保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ 競技団体等の推薦があり、町実行委員会が認めた者

オ その他特段の理由により町実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 営業店舗が法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 調理従事者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス(抗体検査)とする。
- なお、検便検査に係る費用については、出店者の負担とする。
- オ 申請書提出日時点において、町税(五戸町が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- カ 五戸町暴力団排除条例(平成23年9月15日条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また、暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

7 飲食物出店者条件

出店者のうち、飲食物の販売を行う出店者については、前項に加え、要項第8項 飲食物出店者条件に定める下記条件を参照すること。

- (1) 申請書の提出時において、過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
 - (2) 食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
 - (3) 調理従事者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス(抗体検査)とする。
- なお、検便検査に係る費用については、出店者の負担とする。
- (4) 手指消毒液を設置すること。
 - (5) 早期飲食等を促す表示をすること。
 - (6) 売店許可決定通知書(様式第5号)を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを町実行委員会へ提出しなければならない。

8 経費の負担

要項第11項に定めるとおりとする。

9 出店料

出店料は無料とする。

10 出店申請

(1) 出店申請にかかる提出書類及び申請方法(※申請に伴う費用は申請者の負担とする。)

出店希望者は、下表の提出書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内に町実行委員会へ持参又は郵送にて提出すること。なお、FAXでの申込は受け付けない。

No.	提出書類
1	(様式第1号) 売店出店申請書
2	(様式第2号) 売店出店概要書
3	(様式第3号) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書
4	(様式第4号) 誓約書兼承諾書
5	売店出店者及び従事者の本人確認書類 (運転免許証、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
6	市町村税の滞納のないことの証明書(写し可)※申請書提出日時点のもの※
7	法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明 (写し可)※申請書提出日時点のもの※
8	営業に関する許可証の写し

※申請書等は、町実行委員会事務局に備え付け又は、本町ホームページ「青の煌めきあおもり国スポ五戸町実行委員会特設ページ」上に掲載する。

11 受付期間

令和8年6月10日(水)

令和8年 4月 1日(水)から令和8年~~5月8日(金)~~まで

〈持参〉8時15分～17時(土・日・祝日を除く)

令和8年6月10日(水)

〈郵送〉令和8年~~5月8日(金)~~必着(※申請に伴う費用は申請者の負担とする。)

※ただし、実行委員会は募集状況を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

12 書類提出及び問い合わせ先

〒039-1518

青森県三戸郡五戸町字下モ沢向8-2(五戸町立公民館2F)

青の煌めきあおもり国スポ五戸町実行委員会事務局(五戸町教育委員会教育課内)

電話: 0178-62-7975(直通)

E-mail: kokuspo2026@town.gonohe.aomori.jp

13 出店者の選定

要項第12項に定めるとおりとする。

14 管理運営

売店における販売品及び備品等の管理運営については、要項第19項を参照すること。

15 禁止事項

禁止事項については、要項第17項を参照すること。

16 遵守事項

- (1) 本要領及び要項第18項を遵守すること。
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要項 別紙1(別途添付)で定める事項を遵守すること。

17 その他

- (1) 会場では、大会関係者へ弁当が斡旋され、ふるまいコーナーでは数量限定で、無料ドリンク、地元銘菓、地元食材を使用した料理が提供される予定。
- (2) 町実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会または調査を依頼することができるものとする。
- (3) 町実行委員会に提出した書類等に含まれる個人情報については、町実行委員会による売店の選定及び設置・運営のため使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。